

## 微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起時の対応（県庁関係課）

環境部環境保全課

### 1 注意喚起の判断方法

県では、1日2回注意喚起の判断を行っており、判断基準値を超過した場合は、午前8時又は午後1時を目途に注意喚起を行うこととしています。

判断基準と方法	
<b>① 午前中早めの時間帯で判断</b>	
同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合	⇒ 暫定指針値を超えると予測し、 <u>午前8時を目途に、地域毎に注意喚起を実施</u>
<b>② 午後からの活動に備えた判断</b>	
同一地域内の1測定局でも、午前5時から12時の1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合	⇒ 暫定指針値を超えると予測し、 <u>午後1時を目途に、地域毎に注意喚起を実施</u>

### 2 注意喚起時における連絡方法

環境保全課から関係各課に電子メールで連絡します。電子メールは、所属のアドレス宛に送付させていただきます。

### 3 注意喚起の内容(行動の目安)

- 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- 換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。  
〔 高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等)はより慎重な行動が望まれる。 〕

※ 新型コロナウイルス対策のための30分に1回程度の換気は、必要最小限の範囲で行ってください。

### 4 注意喚起時の対応

貴課から関係機関へ周知をお願いします。

ご不明な点がございましたら、環境保全課（内線：3434）までお問い合わせください。